

交野市下水道施設包括的管理業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、交野市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「下水道施設包括的管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（事業の目的）

本業務は、これまで実施してきた各業務を包括的に民間委託することにより、下水道施設の維持管理及び計画的な改築更新を効果的に行うことができる。また、緊急時に各業務間の連携を図り、早期に不具合箇所の解消を行う事により下水道サービスの向上を図ることを目的とする。

第3条（適用範囲）

本仕様書は、本市が発注する本業務に適用する。受託者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、以下のとおりとする。各種業務の詳細については、【別紙1】業務内容に示すとおりである

- ① 緊急対応業務
 - (ア) 住民対応・事故対応業務
 - (イ) 管路清掃調査業務
- ② 計画的維持管理業務
 - (ア) 不明水調査業務
 - (イ) 汚泥処分業務
- ③ マンホールポンプ及び伏せ越し部維持管理業務
 - (ア) マンホールポンプ保守点検及び緊急対応業務
 - (イ) 伏せ越し部清掃業務
- ④ スtockマネジメント計画に伴う点検調査業務
 - (ア) Stockマネジメント計画に伴う点検調査業務
 - (イ) Stockマネジメント計画執行管理業務
- ⑤ 排水設備確認申請業務
 - (ア) 排水設備確認申請 受付検査等業務
 - (イ) 開発検査補助業務
- ⑥ その他業務
 - (ア) 企画提案に基づく任意業務

上記の④Stockマネジメント計画に伴う点検調査に関する各業務は、別途協議のうえ、別途契約を締結する。

本仕様に疑義が生じた場合、また、本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者

との協議により決定する。

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は次のとおりとする。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第5条（秘密の保持等）

- ① 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ② 本業務の実施により得られた資料及び成果の所有は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なくこれらを公表してはならない。

第6条（準拠法令等）

本業務は、仕様書及び下記の関係法令に基づき作成するものとし、仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 健康保険法
- (2) 労働基準法
- (3) 労働者災害補償保険法
- (4) 消防法
- (5) 建設業法
- (6) 建築基準法
- (7) 毒物及び劇物取締法
- (8) 道路法
- (9) 下水道法
- (10) 中小企業退職金共済法
- (11) 道路交通法
- (12) 電気事業法
- (13) 騒音規制法
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (15) 水質汚濁防止法
- (16) 酸素欠乏症等防止規則
- (17) 労働安全衛生法
- (18) 雇用保険法
- (19) 振動規制法
- (20) 環境基本法
- (21) 個人情報の保護に関する法律
- (22) 職業安定法
- (23) 水道法
- (24) 電気工事士法
- (25) 地方自治法
- (26) 地方公営企業法
- (27) 交野市下水道条例
- (28) 悪臭防止法
- (29) 計量法

第7条（中立性の堅持）

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

第8条（公益確保の義務）

受託者は、本業務の実施にあたり公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

第9条（不誠実な行為等の禁止）

- ① 受託者は、礼節を守り、秩序ただしく言動及び身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- ② 受託者に違反又は本市の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は本市からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。

第10条（提出書類）

- ① 受託者は、契約締結後、速やかに、【別紙】業務着手時の提出書類に示す書類を本市に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で本業務に着手しなければならない。なお、各書類の様式は、本市の指示によるものとする。
- ② 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を本市に提出しなければならない。
- ③ 受託者は、本業務着手日以降、本業務の履行期間中において、【別紙】業務実施期間中の提出書類に示す書類を本市に提出しなければならない。各書類の様式は本市の指示によるものとする。
- ④ 受託者は、本業務が完了した時は、速やかに、【別紙】業務完了時の提出図書に示す図書を本市に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち報告書に記載する考察には、各種業務の結果を踏まえ、本市の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- ⑤ 受託者は、前各号の提出書類又は提出図書の他、本市が指示した書類は、指定した期日までに提出しなければならない。

第11条（官公署等への手続き）

受託者は、本業務の実施にあたり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に本市に報告しなければならない。

第12条（業務実施体制）

受託者は、【別紙】業務実施体制に定める体制を整えなければならない。

第13条（再委託先の届出）

- ① 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、本業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。

- ② 本市は、本業務の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第14条（地域住民等との協調）

- ① 受託者は、本業務の実施にあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- ② 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく本市に報告し、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに本市に報告しなければならない。

第15条（損害賠償及び補償）

- ① 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに本市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- ② 受託者は、本業務の実施にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

第16条（工程管理）

- ① 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- ② 本業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、本業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- ③ 受託者は、月次業務報告書により、本業務の進捗状況等を本市に報告するものとする。

第17条（安全管理）

- ① 受託者は、本業務の履行にあたり、電気、薬品類、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な人員の配置を行い、危険防止に必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本市に報告し、追加措置について協議すること。
- ③ 作業中は気象情報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- ④ 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

第18条（労働災害防止）

- ① 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- ② 下水道施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸

素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気・有毒ガスの有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- ③ 作業中、酸素欠乏や硫化水素等の有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、本市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示に従うこと。
- ④ 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- ⑤ 受託者は、作業にあたり下水道施設又はガス管付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

第16条（公衆災害防止）

- ① 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- ② 作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために、必要な措置を講ずること。
- ③ 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- ④ 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- ⑤ 作業に伴う交通対策及び保安対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市に報告すること。

第17条（局地的な大雨による安全管理）

大雨による急激な雨水流入により、下水道施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

作業日には、開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。

受託者は、安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。

第18条（企画提案に基づく業務）

- ① 受託者は、企画提案書のとおり自らが提案した事項についても本業務の対象とし、実施しなければならない。
- ② 実施においては、本市と協議すること。
- ③ 企画提案に基づく業務については、業務完了時に報告書を作成し、必要部数を

提出しなければならない。

第19条(検査)

本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

また、成果品納入後において、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

第20条(その他)

その他、特に定めのない事項については、速やかに本市へ報告し、指示を受けて処理すること。